

令和4年度 伏見小学校いじめ防止基本方針

学校の教育目標

よく考え 仲間とかかわって 行動できる子

合言葉：「力に満ちた学校」

《めざす学校像》

- ◆「明日も行きたい」と思える
- ◆いじめを許さない
- ◆保護者や地域から信頼される

《めざす児童像》

- ◎明るく爽やかにあいさつができる
- ◎夢の実現に向けてあきらめない
- ◎ふるさと伏見や伝統を大切にする

《めざす職員像》

- ◆学び続ける（確かな学力をつける）
- ◆愛情と使命感にあふれる
- ◆保護者や地域の期待に応える

《基本認識》

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない。」
- ・「いじめは、どの学校、どの子にも起こりうる。」
- ・「いじめは、人の心に大きな傷を残す。」
- ・「けんかであっても、調べていじめか否かの判断をする。」

《学校の構え》

- ・常に危機感をもち、全員で全児童を育てるという姿勢でいじめの未然防止、早期発見・早期対応を心がける。
- ・いじめを受けている児童の立場に立ち、全力で児童を守る。保護者。本人から申し出があった場合は、重大事態発生としてすぐに報告・調査をする。
- ・教育活動全体を通して、児童にいじめは絶対に許されないことを毅然と指導する。
- ・教職員の意識や態度の醸成に心がけるとともに、学校と保護者・地域と連携し、組織的にいじめのない学校づくりを行う。一人で抱えこまない。

指導の重点

授業づくり

- 「わかる」「できる」授業追究
 - ・町学力向上推進事業の取組
 - ・自ら学習に取り組む集団づくり
- 伏見大好きっ子の育成
 - ・課題解決に取り組む総合的な学習
 - ・地域に学び成果や思いを発信
- 家庭学習の定着
 - ・定着のための段階的指導の徹底
 - ・家庭への積極的支援要望
- 読書活動の活性化
 - ・図書館の積極的活用
 - ・家庭と連携した家読

生活づくり

- 人とのかかわる力、思いやりの心の育成
 - ・人権教育の重視（心・命の授業）
 - ・道徳、特別活動の充実
 - ・児童会活動の活性化（挨拶運動、言葉遣い、ボランティア活動）
 - ・縦割り集団指導（仲よし班・通学班）
 - ・SSTなどを活用した指導
- 一人一人の心に迫る生徒指導
 - ・集団と個を意識した指導
 - ・先手の生徒指導、教育相談
 - ・客観的調査結果を基にした指導

自己有用感・自己肯定感・安心感を感じられる学年・学級づくり

- ・よいこと見つけの推進による学年学級の仲間関係づくり
- ・自治力、自浄力の育成を図る話し合い活動の活性化
- ・学年集会の有効活用、学校行事への取組と評価の在り方
- ・諸取組への積極的参加

【低学年】仲間と共に活動する良さを
楽しさを知る。

【中学年】仲間と共に活動する中で、
互いの良さを頑張りを認め合う。

【高学年】仲間と共に全校のことを考
え、学校のリーダーとして取り組む。

いじめ問題に対する具体的取組

【教職員他】

- ①いじめ未然防止対策委員会の設置
 - ・校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・教育相談担当・学年主任・SC・SSW・その他必要に応じて
- ②定期的な情報交流とケース会議
 - ・月ごとの職員会、主任会、毎週の打合せ会による情報交流
 - ・必要に応じたケース会議
 - ・指導方針の確立、確認
 - ・定期的な見届け情報の確認
- ③職員研修の実施
 - ・いじめ問題、学級経営、生徒指導にかかわる諸研修

【児童】

- ①子どもとともに
 - ・休み時間などの校内巡視
 - ・学級遊びなどの実施
- ②学期ごとの教育相談
 - ・子どもたちの悩みや不安に対応
 - ・諸調査結果を基にした懇談
- ③学期の諸調査、アンケートと指導
 - ・客観的な調査結果による問題の発見、それをもとにした指導
 - ・アンケートは6年保管
- ④児童の記録などを通した指導
 - ・児童の日記・良さ見つけなどを基にした情報収集と指導

【保護者・地域】

- ①保護者・地域への啓発
 - ・PTA総会、懇談会（個人懇談）、家庭教育学級などの機会での説明
 - ・校報、通信などによる情報発信
 - ・必要に応じた家庭訪問、電話連絡
 - ・教育活動アンケートの実施
- ②学校運営協議会、主任児童委員
民生児童委員、PTA役員との連携
- ③関係機関との連携
 - ・御嵩町教育委員会、中濃子ども相談センター、オアシス教室、SC・SSWなどとの報告・連絡・相談

いじめ未然防止・早期発見・早期対応のための年間計画

月	取 組	月	取 組	月	取 組
4	・第1回および第2回職員会にていじめの共通理解 ・PTA 総会で、保護者に「基本方針」の説明 ・学校だよりにて、啓発 ・困り感のある児童把握	8	・職員研修（人権教育・生徒指導）の実施	1	・学校評価をもとにしたいじめに対する実態の振り返り
		9	・学校だよりにて、学校評価の公開、いじめ認知件数等の公開	2	・児童会取組まとめ（6年生を送る会） ・学校運営協議会開催
5	・ひびきあい集会に向けた取組開始	10	・学年のいじめ実態見つけ直し	3	・教職員取組評価アンケートの実施と考察（次年度に向けての取組）
6	・心のアンケート実施 ・教育相談にて、対応 ・人権集会実施により、人を大切にする心の啓発 ・学校運営協議会開催	11	・心のアンケート ・教育相談 ・「ひびきあいの日」に向けての取組開始 ・学校運営協議会開催		
7	・学校評価アンケートにて、いじめ対策評価・見直し ・個人懇談会の実施	12	・ひびきあい集会（ひびきあいの日）にて人権を守る気風の醸成。 ・学校評価アンケートにていじめ対策評価・見直し ・学級懇談会にて、報告		

いじめ問題発生時の対応

- いじめについての情報受信、問題発生
 - いじめの兆候を把握したり、保護者や本人から申し出があった場合は、速やかに情報を管理職および生徒指導主事、学年主任に報告する。事実確認は複数で組織的にあたる。対応手順についても共通理解をする。
- いじめられた児童から事実確認および保護者への対応
 - 保護者の了解の下、いじめられた児童、いじめた児童、周りの児童から事実確認を行う。
 - 事実確認に当たっては、児童の人権に配慮する。被害児童に対しては、特に時間をかけて共感的に確認する。
 - 思い込みや憶測、先入観には十分注意し、時系列で正確な事実確認を行う。
 - 家庭訪問をして事実確認する場合は、必要な場合は保護者に指導の不十分さを謝罪するとともに、その思いも十分に聞く。
- 「いじめ未然防止対策委員会」において、正確な事実の把握と対応方針の決定
 - 事実確認から分かったことをもとに、全体で情報の整理を行う。
 - その情報をもとに、被害児童側と加害児童側、学級や学年への指導方針や指導内容を立て、共通理解する。また、指導に当たる上での、役割分担や注意点なども確認する。
 - 決定内容は、すぐ全職員に伝え、全校体制で取り組むことができるようにする。
- いじめた児童・保護者への対応
 - 行った行為の問題点、行為を受けた相手の心情を伝え、考えさせる。
 - 行為の重大性に気付かせ反省を促し、謝罪の方法や今後の責任の取り方を指導する。
 - 保護者には、いじめの解決を通して心の成長を促したい思いを伝え、協力を依頼する。
 - 保護者にも、子どもと共に解決の取組を考えてもらう。
 - 家庭での子どもへの接し方などについて助言する。必要な場合は、相談機関やスクールカウンセラーなどを紹介する。
- 学級・学年全体への指導
 - 事実を伝える場合は、本人と保護者の了解を得たのち、学級や学年、必要によっては学校全体で、いじめの問題点、いじめられた仲間の辛さ、傍観行為がいじめを助長することの問題性を理解させ、いじめを許さない学級・学年・学校づくりのために取り組む意識と態度を育てる。
- 継続的指導
 - 定期的に加害・被害両者の保護者に指導経過を報告する。そして、家庭での様子についても情報交換する。
 - 全校体制で両者の児童への声かけや見守りを行い、児童の成長について情報交換を行う。
- 関係諸機関との連携
 - 常に教育委員会に事実、経緯など報告し、指導を仰ぐ。
 - いじめ・不登校等未然防止アドバイザーや暴力行為等防止支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部相談機関との連携を継続する。
 - 暴力や恐喝など犯罪と関係するような場合は、警察と連携する。
- いじめの行為が止んでいる状態が3か月続き、対象児童が心身の苦痛を感じていないと確認された場合は、いじめが解消されたと見なす。